

公害防止協定の細目的事項 説明資料

廃棄物の埋立管理、災害時の安全対策、
立入調査の対応、苦情処理の対応、情報
公開の方法、その他の項目
規定(案)

細目規定の検討事項対照表

公害防止協定の規定事項		細目規定が必要な事項
基本項目	1条 目的	
	2条 基本的事項	
	3条 受入廃棄物	廃棄物の受入基準
	4条 廃棄物の埋立期間	
処分場の 管理方法	5条 処分場の管理体制等 浸出水処理施設の放流水質基準	受入廃棄物の搬入管理 環境モニタリング 廃棄物の埋立管理
	6条 生活環境保全のための措置	
	7条 事故が生じた場合の措置	災害時の安全対策
	8条 立入調査等	立入調査の対応
	9条 安全管理委員会の設置	
	10条 苦情処理	苦情処理の対応
	11条 情報公開	情報公開の方法
	12条 損害賠償	
	13条 協定違反時の措置	
	14条 細目規定	
その他	15条 その他	

廃棄物の埋立管理の規定その1

- ・(埋立後の覆土の方法)

事業団は、廃棄物の飛散を防止するため、一日の埋立作業を終了した後、覆土を行うものとする。

2 事業団は、埋立処分を行った廃棄物の各層の厚さを3m以下とし、中間覆土を0.5m以上行い、最終覆土を1m以上行うものとする。

埋立方式:サンドイッチ・セル方式

最終覆土:埋立終了の最上層部に
1mの覆土

中間覆土:埋立層の厚さ3m毎に
50cmの覆土

即日覆土:毎日の埋立終了時に
10~20cmの覆土

廃棄物の埋立管理の規定その2

- ・(浸出水処理施設の運転期間)

事業団は、廃棄物処理法の規定による廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、浸出水処理施設の運転を行うものとし、当該施設の運転を停止する時期については、市と協議の上、定めるものとする。



処分場の廃止基準

- ①浸出水の原水が2年間以上排水基準に適合
- ②地下水が水質基準に適合
- ③ガスの発生量の増加が2年間以上認められないこと
- ④埋立地の内部温度が異常な高温でないこと
- ⑤現に生活環境保全上の支障が生じていないことなど

浸出水処理施設の運転停止時期は、市と協議の上、決定

災害時の安全対策の規定

- ・(天災等の安全対策)

事業団は、天災等により、地域住民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとし、県及び市により必要な措置が適確に講じられたと認められるまでの間、廃棄物の受け入れを行わないものとする。

地震等の天災により地域住民に
重大な危害を及ぼすおそれ

廃棄物の搬入中止
埋立処分の中止



処分場業務を再開するには、
県・市の確認が必要

立入調査、苦情処理の対応の規定

- ・(立入調査等)

事業団は、協定書第8条に規定する立入調査において、市の職員等から請求があったときは、廃棄物その他の試料の採取を認め、及び必要に応じて施設の維持管理に関する資料の閲覧を行わせ、又はその写しを提供するものとする。

- ・(苦情処理等)

苦情等については、管理事務所に窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとする。

立入調査

市の職員
市の指定する地域住民等

↑
請求
↓
事業団

・廃棄物等の試料採取
の容認
・維持管理に関する資料
の閲覧・写しの提供

情報公開の方法の規定

- (情報公開)

協定書第11条に規定する各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録の公表は、管理事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- ・環境モニタリング等の各種測定結果
- ・受入廃棄物の状況の記録

- ・管理事務所での閲覧
- ・インターネットを利用しホームページ上で公開

その他 緊急時の廃棄物受入の規定

- (緊急時等の受入)

事業団は、第〇条から〇条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、市と協議の上、受け入れができるものとする。

災害廃棄物等の受け入れについて、例外規定を定めるもの

市と協議の上、受け入れ可

＜適用除外の対象とする規定＞

- | | |
|-------------|--------------|
| ①廃棄物の受入基準 | ②受入廃棄物の事前審査等 |
| ③営業日及び受付時間等 | ④搬入車両規制 |
| ⑤廃棄物の搬入管理 | |

その他 処分場の管理体制の規定

・ (管理体制)

事業団は、処分場内に管理事務所を設け、廃棄物処理法第21条に定める技術管理者を置くとともに、受入検査を行う職員を常駐させるものとする。

技術管理者の職責

- ①法定の有資格者から選任
- ②維持管理に関する技術上の業務の統括責任者
- ③維持管理従事職員の監督

